

雲仙市契約規則第 29 条ただし書の市長が別に定める金融機関

平成 19 年 7 月 26 日

雲仙市告示第 88 号

雲仙市契約規則（平成 17 年雲仙市規則第 49 号）第 29 条ただし書の市長が別に定める
金融機関

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (3) 労働金庫及び労働金庫連合会
- (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- (5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (6) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 独立行政法人国際協力機構
- (10) 株式会社日本政策投資銀行
- (11) 株式会社日本政策金融公庫
- (12) 沖縄振興開発金融公庫
- (13) 保険会社

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 41 号)

この告示は、公布の日から施行する。